

# 本渡南地区振興会だより



◇振興会だよりはホームページでもご覧いただけます。

ホームページは[本渡南地区振興会]で検索してください。

南風 243号  
発行 本渡南地区振興会 天草市港町13-5 TEL 22-4342

## 本渡南地区グラウンド・ゴルフ大会を開催しました



↑ 開会式の様子



↑ 柳田さんのプレー



↑ 団体戦の部優勝 山の手愛好会A

5月23日に本渡運動公園陸上競技場において、コロナ禍ではありましたが、感染防止の為全員マスク着用し、第16回本渡南地区グラウンドゴルフ大会を開催することができました。当日は27チーム、154名の方に参加して頂き、盛会の内に競技が終了いたしました。今回はちょうど100才となられた上川原緑湧水会の柳田 留義さんも元気に出場され、亀子振興会長より特別賞が贈呈されました。大会の入賞者は次のとおりです。区民の皆様にはこれからもグラウンドゴルフを通して健康維持に努めてください。



↑ 梅雨の合間の快晴の一日でした

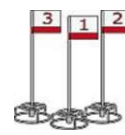
### ★団体の部

- 優勝：山の手愛好会A 202点
- 準優勝：南寿楽会B 205点
- 三位：南寿楽会A 205点

### ★個人の部

(敬称略)

- 優勝：小谷 文俊(半河内) 28点
- 準優勝：山口 春寿(山の手愛好会C) 33点
- 三位：橋柿 朝男(山の手愛好会A) 34点



## 本渡南地区ソフトボール大会を開催します！

毎年恒例の本渡南地区ソフトボール大会（10人制）をコロナ禍ではありますが、本年度は開催を予定しています。各地区体育推進委員さんを通じて案内をしています。多くの地区から参加して頂きますようお願いいたします。

日時 令和3年7月4日（日）  
 場所 本渡南小学校グラウンド  
 申込期限 令和3年6月25日  
 監督会議・組合せ抽選会  
 令和3年6月30日（午後7時30分）  
 場所 本渡南地区コミュニティセンター  
 申込・問合せ先：本渡南地区コミュニティセンター  
 電話 :22-4342




## 天草宝島健康体操講習会の開催を中止します

令和3年6月18日に開催予定しておりました、天草宝島健康体操の講習会を新型コロナウイルス感染予防対策のため中止することとしました。残念ながら講習会は中止となりましたが、運動不足にならないよう手軽にできる体操等で身体を動かしてください。




# 令和3年10月1日から自転車保険の加入が義務化されます




熊本県では、『熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』を改正し、自転車利用中の事故で、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務になります。

自転車利用者の義務	自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する 自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。
保護者の義務	未成年のお子様が発車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する 自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。
自転車安全利用 五則	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外</li> <li>2. 車道は左側を通行</li> <li>3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行</li> <li>4. 安全ルールを守る</li> <li>5. 子どもはヘルメットを着用</li> </ol> 

※これまで一億円に迫る高額賠償を命じられた事例があります。  
 ※自転車損害賠償保険等への加入状況を確認しましょう。

個人賠償責任保険に加入、あるいは、TS マークが貼られていますか？



		
はい	わからない	いいえ

○	▲	×
すでに「自転車保険」に加入しています。(保険期間が切れていないかご注意ください。)	ご加入の保険会社・共済にお問い合わせください。(未加入の場合は保険への加入が必要です。)	自転車損害賠償保険等への加入が必要です。

**Q 信号機のある横断歩道で、自転車が従うべき信号は、自動車用、歩行者用のどっち？**  
**A** 道交法には(第七条)信号機の表示する信号に従う、とあるので車道を走る際は車用、歩道を走る際は歩行者用の信号に従います。ただし、横断歩道に自転車横断帯がついている場合は歩行者(自転車)専用信号に従います。

## 避難情報の名称が変わりました

令和元年台風第19号(令和元年東日本台風)において、避難を促す情報に避難勧告と避難指示(緊急)の両方が同じ警戒レベル4に位置づけられ分かりにくいなどの課題がありました。これを受け、令和3年5月、国は災害対策基本法の一部を改正し、避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化するなど、避難情報の名称が変更になりました。避難情報は防災行政無線や天草市安心・安全メールなどでお知らせがあります。区民の皆さんにおいては、市から発令される避難情報や気象情報などを確認のうえ、命を守る最善の行動をとってください。

### ふるさと応援寄付金を頂きました。

本渡南地区のまちづくりの為に有効に活用させて頂きます。ありがとうございました。  
 ~令和3年4月30日まで

- ◇東京都 山田 信一 様
- ◇神奈川県 野口 貴雄 様
- ◇匿名希望 他6名 様



※警戒レベル4「避難指示」はこれまでの避難勧告のタイミングで発令されます。

### 令和3年5月20日から

## 避難指示で必ず避難

### 避難勧告は廃止です

警戒レベル5	新たな避難情報等 緊急安全確保※1	これまでの避難情報等 災害発生情報 (発生を確信したときに発令)
警戒レベル4	避難指示※2	避難指示(緊急) ・避難勧告
警戒レベル3	高齢者等避難※3	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 県民が災害の被害を確実に回避できるものではない等の理由から、警戒レベル5は廃止され緊急安全確保とはなりません。  
 ※2 避難指示は、これまでと同様に避難の必要と認められたときに発令されます。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて適切な行動を取るかため、避難の準備を促し、危険を察したら自主的に避難するなどの要です。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を受けてはけません！	避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。	避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。
---	--	---

内閣府(防災担当)・消防庁